

あや

地域と税の情報誌

2024
春
No.203

【特集】 地域と四谷法人会
【四谷税務署からのお知らせ】
ご存じですか？ 令和6年分 所得税定額減税



新見附橋
わせだ新宿百景



「ベップトークとは」から始まり、実例を交えながら効果的なベップトークについてお話があり、あなたは本気で誰かに「ありがとう」といったことがありますか？で締められました。

思い当たることばかり。前向きな思考、言葉の大事さを改めて感じた講演でした。岩崎先生ありがとうございました。

しました。

一般財団法人日本ベッツブトーク普及協会 代表理事岩崎由純氏をお迎えして「会社」に元氣・活氣・勇氣を与えるトーク術「スポーツ現場に学ぶベッツブトーク」と題してご講演いただきました。

令和5年3月に行われたWBCの決勝前に、ロッカールームの円陣で大谷翔平選手が「僕からは一個だけ。憧れるのはやめましょう」と切り出した声出しが有名になりましたようにチームの士気を高めるために用いるのが「PEP TALK」＝激励演説・応援演説です。

四谷法人会公益事業委員会主催の特別講演会を令和6年2月14日に開催しました。



日時 令和6年2月14日（水）午後2時30分～4時
会場 グランドヒル市ヶ谷 白樺西
参加者 41名

代表理事 岩崎 由純氏

講師 一般財団法人日本ペップトーク普及協会

四谷法人会主催 特別講演会

会社に元気・活気・勇気を
与えるトーク術

（スポーツ現場に学ぶペップトーク）

に貢献を目指す活動もあります。

新宿シティハーフマラソンでは、毎回青年部会から大勢が参加するとともに、ゼッケンスポッサーとして大会を盛り上げています。

また、女性部会の「税に関する絵はがきコンクール」は多くの応募で開催され、受賞作は四谷税務署や新宿区役所、地域センターで展示、管内小学校では表彰式を実施しました。

青年部会は毎年、管内小中学校への租税教育用の下敷を配布し（前号参照）、租税教育の一端を担っています。

会員の皆様だけでなく、入会を検討されている方、地域の皆様もご興味のある活動に参加されてみてはいかがでしょう。皆様それぞれにあった四谷法人会の行事、活動が見つけられると思います。

公益社団法人四谷法人会は、税を巡る諸環境の整備改善を図るための事業、地域の終
済社会環境の整備改善等を図るための事業、会員のための福利厚生事業や会員相互の親
睦・異業種交流に関する事業など多岐にわたる活動を行なっています。

その中には会員対象の行事・活動だけでなく、地域の皆様を対象とした講演会等の開催

地域の皆様を対象とした講演会等の開催



■もくじ■ よつや 第203号

表紙 新見附橋 桜と外濠の絶好のフオトスポットです。

わせだ新宿百景 No.36

■【特集】 地域と四谷法人会

特別講演会

「会社に元気・活気・勇気を与えるトーク術」…………… 3
第 21 回新宿シティハーフマラソン …………… 4
令和5年度「税に関する絵はがきコンクール」表彰式… 5

■ 税務のポイント

令和6年度税制改正大綱..... 6
四谷税務署からのお知らせ..... 8
新宿都税事務所からのお知らせ..... 10

■ 四谷法人会会員のひろば

四谷法人会からのお知らせ..... 11
喜業訪問 第 101 回●株式会社 H14 12

行動する法人会.....	14
四谷法人会トピックス.....	16
事業活動報告.....	18
新入会員名簿●12月～2月	18

■ 地域の話題・くらしの知識

よつや健康お届け隊●肝障害に気をつけよう	19
法律問答あれやこれや	
第39回●株主総会決議通知	20
面白発明にチャレンジしよう	
第90回●イキソレール	21
四谷・牛込今昔物語	
第12回●四ツ谷駅界限	22

令和5年度「税に関する絵はがきコンクール」表彰式



応募作品の展示 四谷税務署

前号(202号)でご紹介しました令和5年度「税に関する絵はがきコンクール」の表彰式が新宿区立の各小学校で行なわれました。受賞された皆様おめでとうございます。また、ご協力いただきました関係各位に改めて御礼申し上げます。



津久戸小学校 令和5年11月6日



余丁町小学校 令和5年11月6日



愛日小学校 令和5年11月8日



鶴巻小学校 令和5年11月13日



江戸川小学校 令和5年11月13日



四谷小学校 令和5年11月20日



四谷第六小学校 令和5年11月21日



牛込仲之小学校 令和5年11月27日



東戸山小学校 令和5年11月27日

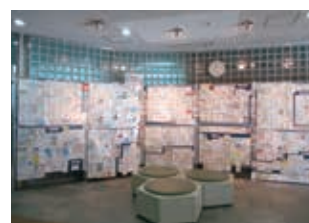


富久小学校 令和5年12月4日



市谷小学校 令和5年12月11日

応募作品の展示
新宿区役所(上)
笹塚区民センター(下左)
四谷区民センター(下右)



第21回新宿シティハーフマラソン

～四谷法人会はゼッケンスポンサーとして協力～

日時 令和6年1月28日(日)

会場 国立競技場

参加者 26名(ハーフマラソン14名、10km12名)



令和6年1月28日、第21回新宿シティハーフマラソン・区民健康マラソン(主催:新宿シティマハーフマラソン・区民健康マラソン実行委員会ほか)が開催され、快晴のもと1万人を超えるランナーが新宿の街を走り抜けました。

吉住新宿区長の号砲で国立競技場をスタートし、御苑トンネルをくぐり、名所神楽坂を駆け上がり、国立競技場にゴールするハーフマラソンのほか、10km、3km、2kmの各部門など、多彩な内容で開催されました。

四谷法人会からは、青年部会を中心に合計26名(ハーフマラソン14名、10km12名)が四谷法人会のビブスを着用して出場しました。

また、四谷税務署からも尾部署長はじめ職員の方が3km、10kmなどの部に参加されました。

四谷法人会は今年も3kmの部のゼッケンスポンサーとして大会に協力いたしました。



令和6年度 税制改正大綱 ― 法人会の税制改正提言 ―

法人には朗報！交際費から除外される飲食費等の金額が5,000円から10,000円に倍増！

政府は、令和5年12月22日に令和6年度税制改正大綱を閣議決定しました。

法人会が提言していた交際費課税の特例の延長や、損金不算入となる交際費から除外される飲食費等の額が引き上げられました。また、賃上げ税制を強化し、あわせて1人4万円の定額減税を実施することで、法人と個人の税制両面から、物価上昇に対する国民負担の緩和を目指す改正となりました。主な内容をお知らせします。

法人税関係

- (1) 交際費等の損金不算入制度の延長と改正
- 交際費の損金不算入制度の適用期限については、令和9年3月までに開始する事業年度まで延長され、損金不算入となる交際費から除外される飲食費等の額が、1人当たり10,000円（現行は5,000円）以下の飲食費等に引き上げられます。令和6年4月1日以後に支出する飲食費から適用になります。中小企業特例が利用できない会社では、社内規程の見直し、従業員への周知徹底など有効に利用していくべきです。中小法人については、従来通り年間800万円まで損金算入が可能です。

(2) 賃上げ税制

構造的な賃上げを実現するための施策として、給与等の支給額を増加した場合の税額控除制度について適用期限が3年間延長されます。①原則的なるルール、②従業員数2,000人以下の法人向けルール、③中小企業向けルールの3階建ての構造になっています。

①原則的なるルール
税額控除率を継続雇用者給与総額の増加率に応じて、控除率を変動させたうえで、教育訓練費の増加率や女性活躍・子育て支援の実施により税額控除率が上乗せされます。

	3%以上	4%以上	7%以上	10%	15%	20%	25%	上乗せ5%	上乗せ5%
継続雇用者給与総額	控除率	10%	20%	上乗せ5%	上乗せ5%				
教育訓練費10%超	女性活躍・子育て支援								

※ 女性活躍支援は「プラチナえるぼし」子育て支援は「プラチナくるみん」が要件

② 従業員数2,000人以下の法人向けルール
青色申告書を提出する法人で常時使用する従業員数が2,000人以下の場合、継続雇用者給与総額の増加率に応じて次のような控除率となります。ただし、その法人と支配関係がある法人を合せて常時使用する従業員数が10,000人を超える法人は、原則的なるルールの適用になります。

※ 女性活躍支援は「えるぼし」3段階目以上、子育て支援は「プラチナくるみん」が要件

③ 中小企業向けルール
資本金1億円以下の中小企業向け

の措置については、次の通りで控除限度額は5年間繰越が可能となります。

雇用者給与総額	1.5%以上	2.5%以上	15%	30%	上乗せ5%	上乗せ5%
控除率						
教育訓練費10%超	女性活躍・子育て支援					

※ 女性活躍支援は「えるぼし」2段階目以上、子育て支援は「くるみん」認定が要件

上記のグループごとに要件が順次緩和されていますが、②を適用可能な企業が、①を適用した方が有利な場合、①の適用が可能です。令和6年4月1日以後開始する各事業年度に適用されます。

- (3) 戦略分野国内生産促進税制の創設
- 産業競争力強化法の改正を前提に、青色申告法人が令和9年3月末日までに、認定事業適応事業者としてその事業適応計画に記載された設備の新設又は増設に係る機械その他の減価償却資産を取得し、国内にある事業の用に供した時は、その認定日以後10年以内の各事業年度において税額控除が受けられる制度が創設されます。

- (4) イノベーションボックス税制の創設
- 日本では従来から研究開発費税制として、入口の投資額に税制上の特典を与えていました。イノベーションボックス

での間に居住の用に供した場合を適用対象となります。子育て対応改修工事とは①住宅内における子どもを事故を防止するための工事、②対面キッチンへの交換工事、③開口部の防犯性を高める工事、④収納設備を増設する工事、⑤開口部・界壁・床の防音性を高める工事、⑥一定の間取り変更工事です。子育て対応改修工事に係る標準的な工事費用相当額（250万円を限度）の10%に相当する金額が控除額となります。

なお、従来の既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の特別控除については、適用対象者の合計所得金額要件を2,000万円以下に引き下げて、その適用期限を2年間延長します。

資産税関係

土地に係る固定資産税等の負担調整措置
宅地等及び農地の負担調整措置については、令和6年度から令和8年度までの間、現行の負担調整措置の仕組みが継続されます。

消費税関係

- (1) プラットフォーム課税の導入
- 国外事業者がデジタルプラットフォームを介して行う一般向け電気通信利用役務の提供のうち、指定を受けた特定プラットフォーム事業者を介して対価を収受するものについては、特定プラットフォーム事業者が行ったものとみなされます。令和7年4月以後に行われる電気通信利用役務の提供について適用されます。

- (2) 国外事業者に対する事業者免税点制度の見直し

① 特定期間における課税売上高による納税義務の免除の特例について、売上高の代替として給与支払額による判定の対象から国外事業者が除外されます。② 新規設立法人に対する納税義務の免除の特例について、外国法人は基準期間を有したとしても、国内における事業の開始時に、新規設立法人として判定が行われます。③ 特定新規設立法人に対する納税義務の免除の特例について、特定新規設立法人の範囲にその事業者の国外分を含む収入金額が50億円超である者

入課税は特許権譲渡等の取引による所得、つまり出口に対して税負担を軽減する制度です。

青色申告法人が、令和7年4月から令和14年3月までに開始する事業年度に、居住者又は内国法人に対する特定特許権の譲渡又は他の者に対する特定特許権の貸付を行った場合は、① 特許権譲渡等取引に係る所得金額に対する適格研究開発費割合又は② 当期所得金額のいずれか少ない金額の30%を損金算入可能です。

- (5) 法人が有する市場暗号資産の期末における評価
- 法人が有する市場暗号資産に該当する暗号資産で譲渡についての制限その他の条件が付されている暗号資産の期末における評価額は、① 原価法② 時価法のうち、法人の選定した評価方法によります。

(6) 外形標準課税

外形標準課税の対象法人について、資本金又は出資金1億円超とする基準は維持されます。ただし、当分の間、その事業年度の前事業年度に外形標準課税の対象法人だった場合は、その事業年度に資本金1億円以下で、資本と資本剰余金の合計額が10億円を超え、外形標準課税の対象となる場合、① 原価法とされます。なお、施行日以後最初に開始する事業年度については、公布日を含む事業年度の前事業年度に外形標準課税の対象法人で、その施行日以降最初に開始する事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える場合は、外形標準課税の対象とされます。施行日は、令和7年4月1日です。

- (7) 倒産防止共済の損金算入の制限
- 独立行政法人中小企業基盤機構が行う中小企業倒産防止共済について、共済契約の解除があった後、共済契約を締結した場合には、その解除の日から同日以後2年を経過する日までの間に支出するその共済契約に係る掛け金については損金算入できません。令和6年10月1日以後の共済契約の解除について適用されます。

相続税・贈与税関係

- (1) 事業承継税制の改正

が直接又は間接に支配する法人を設立した場合にその法人が加えられる。基準期間を有したとしても、国内における事業の開始時に、特定新規設立法人として判定が行われます。令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

- (3) 国外事業者に対する簡易課税制度等の見直し

課税期間の初日においてP/Eを有しない国外事業者については、簡易課税制度の適用を認めないこととなります。また、適格請求書発行事業者となる際の2割特例についても利用できないこととされます。令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

- (4) 高額特定資産の見直し

高額資産を取得した場合の事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を制限する措置の対象に、その課税期間に取得した金又は白金の地金等の額の合計額が200万円ある場合が加えられます。令和6年4月1日以後の仕入れ分から適用されます。

- (5) 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れ

1件の適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れの合計額がその年又はその事業年度で10億円を超える場合はその超過部分は課税仕入れに80%の経過措置は認めないこととされます。令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

- (6) 自動販売機特例の住所の記載

インボイス制度で帳簿への記載を要件としていた自動販売機特例については、帳簿への住所等の記載が不要とされました。令和5年10月1日以後に行われる帳簿の記載について、運用上記載がなくても改めて求めないものとされます。

☆記事内容についてのお問合せは…

〒100-0001 東京都千代田区千代田
TIS 税理士法人
税理士 飯田 聡郎
TEL 03-5363-5958
FAX 03-5363-5449
HP <http://www.tida-office.jp/>

東京法人会連合会

所得税関係

- (1) 定額減税
- 令和6年度分の所得税について3万円、令和6年度分の住民税について1万円、結果として1人当たり4万円の定額減税が実施されます。ただし、合計所得金額が1,805万円を超える場合には適用されません。なお、定額減税は、同一生計配偶者や扶養親族も対象となるので、配偶者と子供が2人の場合は、4人分として16万円の減税額になります。最短で6月以降の所得税と住民税から減額されます。

- (2) 適格ストックオプション税制の改正

① 適格ストックオプション契約の権利行使により交付される譲渡制限株式の管理等に関する契約に従って、その株式会社において当該株式が管理等される場合には、金融商品取引業者等の営業所等に保管の委託等をしなればならないとの要件が不要とされます。② 年間の新株予約権の行使に係る権利行使価額の限度額について、次のとおりとされます。

(イ) 設立以後5年未満の株式会社が付与する新株予約権については、1,200万円から2,400万円

事業承継税制について、特例承継計画等の提出期限が令和6年3月31日から令和8年3月31日まで、2年間延長されます。事業承継税制の特例贈与の適用期限は、従来通りです。

- (2) 住宅取得資金にかかる贈与税の非課税制度の延長

直系尊属からの住宅取得資金の贈与税の非課税措置について、令和8年12月まで3年間延長されます。上乗せ措置の対象となる省エネ等住宅の省エネ性能については、要件変更が行われま

改正前	改正後
・ 断熱等性能等級4以上又は一次エネルギー消費量等級4以上	・ 断熱等性能等級5以上かつ一次エネルギー消費量等級6以上

なお、耐震性能、高齢者等配慮対策等級等について変更はありません。また、非課税限度額にも変更がなく、省エネ等住宅であれば1,000万円まで、それ以外の住宅であれば500万円までとされています。令和6年1月1日以後の贈与から適用されます。